

平成31年度 佐野日本大学中等教育学校 部活動の活動方針

1. 部活動の目的

学年を越えた活動の中で、相互理解と協力を通して社会で必要なコミュニケーションスキルを育む。また、活動を通して健康や安全、自己管理の重要性を認識しながら、技術や体力だけでなく精神力も磨き高めていく。

2. 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「部活動の活動方針」の策定を行う。策定した部活動の活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動が活動できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (3) 部活動顧問は、月ごとの部活動実施計画を作成し選手・保護者等に配布する。部活動顧問は休養日の設定や活動時間について適正な運営に留意する。

3. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部、文化部、同好会を設け、それぞれ顧問1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【前期課程運動部】

軟式野球部、男子バスケット部、女子バスケット部、水泳部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、剣道部、サッカー部

【前期課程文化部】

合唱部、管弦楽部、和太鼓部、英語研究部、美術部、ディベート部

【後期課程運動部】

軟式野球部、男子バスケット部、女子バスケット部、水泳部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、剣道部、サッカー部、硬式テニス部

【後期課程文化部】

合唱部、管弦楽部、和太鼓部、英語研究部、美術部、ディベート部

【同好会】

書道同好会、数学研究同好会

(2) 活動時間について

【前期課程】

- ①活動時間は、平日は2時間以内、土曜日・日曜日は約3時間以内とする。ただし、練習試合等で基準の活動時間を越えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- ②終了時刻は、平日は最終バスの1本前のバスに間に合う時間までとする。ただし、自治医大・古河方面バスについては、最終バスを利用することも認める。土曜日は最終バスに間に合う時間までとする。なお、遅くとも午後8時頃までには帰宅できるように配慮する。

【後期課程】

- ①活動時間は、平日は2時間以内、土曜日・日曜日は約3時間以内とする。ただし、練習試合等で基準の活動時間を越えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- ②終了時刻は、平日・土曜日は、最終バスに間に合う時間までとする。

※上記にあてはまらない活動をする場合には、必ず校長の許可を得ること。

(3) 休養日について

- ①前期課程は、土曜日、日曜日のうち、原則として最低1日は休みを取る。
- ②前期課程は、平日においても、原則として最低1日は休みを取る。
- ③もし、各種大会・発表の日程等によって上記の休養日に活動する場合は、代休を設けること。
- ④後期課程についても、適宜休みを設けること。

※上記にあてはまらない活動をする場合には、必ず校長の許可を得ること。

(4) 長期休暇中の活動について

- ①特に春休み・夏休み・冬休みの休養日は、学期中に準じた扱いを行う。
- ②活動時間は、原則として午前中もしくは午後中のみとする。ただし、練習試合等で基準の活動時間を越えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど留意をする。
- ③長期休暇中は、ある程度の連続した休養期間をとる。また、原則として8月13日～16日(4日間)、12月29日～1月3日(6日間)は部活動の休養期間とする。

※上記にあてはまらない活動をする場合には、必ず校長の許可を得ること。

(5) 試験前等の活動停止について

【前期課程】

- ①定期試験は7日前から、その他の試験(学力推移調査・各種模試等)は3日前から活動停止とする。その際、停止日数は、休日を含むものとする。
- ②全職員による会議や学校行事等、事故やトラブル発生時に顧問がすぐに対応できない場合は原則活動停止とする。

【後期課程】

- ①定期試験は7日前から活動停止とする。その際、停止日数は、休日を含むものとする。
- ②全職員による会議や学校行事等、事故やトラブル発生時に部活動顧問がすぐに対応できない場合は原則活動停止とする。

※上記にあてはまらない活動をする場合には、必ず校長の許可を得ること。

(6) 朝練習について

【前期課程】

- ①朝練習は、中学校体育連盟主催の大会や公式発表会等の2週間前から実施を認める。
- ②朝練習を行う場合は、生徒の健康、学校生活、授業に支障のない範囲で実施する。
- ③朝練習の活動時間は、原則として7時45分より8時30分までとし、朝読書の時間に間に合うこと。
- ④朝練習を行う場合は、活動時間に部活動顧問が必ず出勤していること。

【後期課程】

- ①朝練習を行う場合は、生徒の健康、学校生活、授業に支障のない範囲で実施する。
- ②朝練習の活動時間は原則として7時45分より8時30分までとし、朝読書の時間に間に合うこと。
- ③朝練習を行う場合は、活動時間に部活動顧問が必ず出勤していること。

※上記にあてはまらない活動をする場合には、必ず校長の許可を得ること。

4. 安心・安全に関すること

(1) 部活動中・校外活動中での事故等について

- ① 該当生徒の身体的処置（その場での処置・病院への連絡・搬送等）を最優先に行い、その後すみやかに保護者・校長・教頭・担任に連絡する。
- ② 屋外において雷などの接近があった場合は、直ちに屋内など安全な場所に退避する。
- ③ AEDが必要と思われる場合には、ためらうことなく使用すること。

(2) 熱中症対策について

- ① 室内競技は体育館、屋外競技は体育教官室前で計測したWBGT値を基準として対策をとる。WBGT 31度以上の場合は原則として活動を中止する。なお、やむをえない事情により活動をする場合には、校長の許可を受けること。
- ② 熱中症の防止のため、部活動顧問は以下の点などを留意・指導する。
 - ・ 生徒には適宜、水分補給と塩分補給をさせ適度な休憩を入れる。
 - ・ 様子のおかしいものは練習を中断させる。
 - ・ アイシング用の氷を準備しておく。

(3) 顧問の立ち会いについて

部活動は、原則として顧問の立ち会いのもとで実施する。やむを得ず立ち会えない場合は、他の教員と連携し、安全面に十分留意した内容や方法で活動を行う。

(4) 使用施設の安全確認について

使用する施設、設備、用具等について定期的な安全確認を行い、事故防止に努める。

(5) 体罰・ハラスメント

いかなる理由があっても体罰・ハラスメントがあってはならない。

(6) 正しい知識による科学的な練習方法

- ① 練習の効果を十分に得るためには、競技や活動の特性を踏まえた科学的な練習方法の導入や適切な休養が必要であることをふまえて指導を行う。
- ② 保健体育の教師や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心について正しい知識を得たうえで指導する

5. 入部・退部について

(1) 入部

- ① 部活動顧問に申し出て「入部届」を受け取る。
- ② 「入部届」に必要事項を記入し、保護者に入部の了解を得て押印してもらう。
- ③ 「入部届」を部活動顧問と担任に提出し、認可を受けて正式入部となる。

(2) 退部

- ① 部活動顧問に退部を希望する旨を相談する。
- ② 部活動顧問(担任)から「退部届」を受け取る。
- ③ 「退部届」に必要事項を記入し、保護者に退部の了解を得て押印してもらう。
- ④ 「退部届」を部活動顧問と担任に提出し、認可を受けて正式退部となる。